

大治町介護保険要介護認定等調査業務の委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大治町が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第28条第5項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設又は、介護保険施設で介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第40条第5項の要件を満たすもの（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）に委託して行う法第28条第4項、第29条第2項、第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する法第27条第2項に規定する調査（以下「認定調査」という。）の実施について必要な事項を定める。

(調査の委託)

第2条 町長は、法第28条第2項、第29条第1項、第33条第2項及び第33条の2第1項の申請があり、委託による認定調査が必要であると認めたときは、指定居宅支援事業所等に認定調査を委託することができる。

2 町長は、認定調査を委託するときは、年度ごとに、認定調査を実施する指定居宅介護支援事業所等と委託契約を締結するものとする。

(調査員の資格)

第3条 当町と委託契約を締結した指定居宅介護支援事業所等（以下「受託者」という。）は、認定調査について、法第28条第5項の介護支援専門員であり、かつ都道府県等において行われる認定調査に関する研修を修了しているもの（以下「調査員」という。）に認定調査を行わせるものとする。

2 受託者は、要介護認定等調査業務従事者届出書（様式第1-1号）により認定調査に従事する調査員を届出なければならない。

3 前項の届出には、当該調査員に係る法第69条の7第1項の介護支援専門員証（以下「介護支援専門員証」という。）の写しを添付しなければならない。

4 受託者は、第2項の届出ののち、新たに調査員を追加するときは、要介護認定等調査業務従事者届出書（追加）（様式第1-2号）により町長へ届出なければならない。

5 受託者は、第2項及び第4項の規定に基づき届出を行った調査員について、次に掲げる事由が生じたときは要介護認定等調査業務従事者届出書（変更）（様式第1-3号）により速やかに町長へ届出なければならない。

(1) 氏名の変更

(2) 介護支援専門員証の有効期間満了日の変更

6 受託者は、第2項及び第4項の規定に基づき届出を行った調査員について、退職・異動等により認定調査に従事しない場合は速やかに町長へ報告しなければならない。

(調査員証)

第4条 町長は、受託者より、前条に基づき届出された調査員について要介護認定等調査員証(様式第2号。以下「調査員証」という。)を求められたときは、発行しなければならない。

2 調査員は、前項に基づき発行された調査員証の記載事項に変更があるときは、直ちに町長に届けなければならない。

3 調査員は、調査員証を他人に貸与、譲渡、又は不正に使用してはならない。

4 調査員は、調査員証を紛失し、又はき損したときは、直ちに届けなければならない。

5 調査員は、所属する受託者と当町による要介護認定等調査業務委託契約が解除されたとき、又は調査員でなくなったときは、直ちに調査員証を返還しなければならない。

(認定調査の実施方法)

第5条 町長は、認定調査を委託するときは、受託者に対し、認定調査の対象者、連絡先等を通知し、依頼するものとする。

2 受託者は、前項の通知があったときは、当該対象者に対し、第3条の要件を満たす調査員に認定調査を行わせるものとする。

3 調査員は、認定調査の実施に当たっては、対象者及びその家族等に認定調査の日時等の事前調整を行うとともに、対象者の日常生活における状況を把握するため、家族等へ認定調査の立ち会いを求めるものとする。

4 調査員は、認定調査の実施に当たっては、認定調査の目的、内容及び大治町から受託した認定調査であることを調査対象者及び家族等に説明するものとする。

5 調査員は、認定調査に従事するときは、次の各号に規定する書類を携行し、対象者及びその家族に求められたときは、これを提示しなければならない。

(1) 介護支援専門員証

(2) 認定調査依頼書

6 受託者は、認定調査の結果を所定の調査票により町長が定める期日までに報告しなければならない。ただし、対象者の状況等やむをえない事由により期日までに報告することができないときは、速やかに介護・障害認定審査課まで連絡しなければならない。

(受託者の責務)

第6条 受託者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令を遵守するとともに、町長の指示に従い、誠実かつ公正に認定調査を実施すること。
- (2) 認定調査の対象者が、受託者の所属する調査員の親族であるときは、当該調査員に認定調査を行わせないこと。
- (3) 受託した認定調査の全部、又は一部を第三者へ再委託しないこと。
- (4) 受託した認定調査を履行するに当たり、知り得た個人情報及び秘密を他に漏らさないこと。当該委託契約の満了及び解除後においても同様とする。
- (5) 受託した認定調査の実施において、事故等が発生したときは、直ちに町長に報告すること。

(委託料)

第7条 認定調査の委託料は、次に掲げる額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、県外で実施する認定調査を委託する場合の委託料については、受託者所在地の実情に応じ、予算の範囲内で町及び受託者が合意した額とする。

- (1) 在宅の対象者に対して行う認定調査 1件当たり 4,700円
- (2) 介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）に入所する対象者に対して、当該施設の介護支援専門員等が当該施設にて行う認定調査 1件当たり 2,955円

2 委託料には、調査時や再調査に係る経費及び研修にかかる費用を含むものとする。

(委託料の請求)

第8条 認定調査にかかる委託料の請求は、第5条第6項の規定に基づき、所定の調査票を提出した日の属する月毎にとりまとめ、原則として、その属する月の翌月10日までに1ヶ月を単位に一括して請求するものとする。

2 前項の請求に当たっては、要介護認定等調査業務実績報告書（様式第3号）を要介護認定等調査業務委託料請求書（様式第4号）に添付するものとする。

(関係書類の整備)

第9条 受託者は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

(情報の管理)

第10条 町長は、認定調査に従事する調査員を明確にするために、事業者及び調査員を要介護認定支援システムのデータベース上で管理するものとする。

(認定調査員の遵守事項)

第11条 調査員は、その職務を遂行するに当たっては、法令を遵守しなければならない。

2 調査員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 調査員は、職務上知り得た個人情報及び秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 受託した認定調査の実施において、事故等が発生したときは、直ちに町長に報告すること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。